「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」の改正に関する意見等の募集について

市では、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」の改正を検討しています。 条例の制定から 10 年が経過したので、この間の条例に基づく制度運用上の課題を 精査するなかで、条例の目的の達成及び、より円滑かつ適正な制度運用に向けて、改

この条例改正についての意見等を募集します。

善の余地があるため、必要な改正の検討をしていくものです。

●募集の対象となるもの

市内在住・在学・在勤者 または市内で事業等を行う個人や団体

●事案の公表の方法

- ホームページへの掲載
- ・ 市掲示場への掲示
- ・都市計画課窓口(本庁舎2階14番窓口)及び各支所における閲覧)

●意見等の提出方法

意見、提言等を任意の様式で、日本語で記載してください。また、氏名(名称)、 住所(所在地)、電話番号、勤務場所等の当該意見等を提出したものを特定できる 事項を記載してください。提出の方法は以下のいずれかの方法でお願いします。

なお、必要事項の記載がない場合や、以下のいずれかの方法によらない場合は、 「意見等の提出」として受けられません。

- 郵便
- ・ファクシミリ
- 電子メール
- ・都市計画課窓口(本庁2階14番窓口)及び各支所への直接書面による提出

郵便・ファクシミリ・電子メールの宛先

〒399-8281

長野県安曇野市豊科 6000 番地

都市建設部都市計画課計画係

ファクシミリ番号:0263-72-3569

電子メールアドレス: toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp

●意見等募集期間

令和2年9月7日(月曜日)から令和2年10月9日(金曜日)

●意見等の募集結果の公表

提出された意見等の結果は内容をとりまとめ、市の考え方と共に公表します。個々の意見等に対して直接の回答はしませんのでご了承ください。

●お問い合わせ先

都市建設部都市計画課計画係

電話番号:0263-71-2246 (直通)

ファクシミリ番号:0263-72-3569

電子メールアドレス: toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp

「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」の改正の概要について

第1 改正の主旨

市では、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」の改正案を検討している。

条例の制定から10年が経過したので、この間の条例に基づく制度運用上の課題を精査するなかで、条例の目的の達成及びより円滑かつ適正な制度運用に向けて、改善の余地があるため、必要な改正を行うものである。

第2 改正条例案の概要

- 1 技術基準の項目・概要の条例への明記による適合要求基準の明示性の向上 現行では、承認に際して適合を求める技術基準の内容を規則に定めているが、当該内 容の項目やその概要を条例にも規定することにより、適合を求める基準をより分かりや すくする。
- 2 特定開発事業の認定手続の迅速化(制度運用の円滑化)

特定開発事業の認定手続において、説明会の開催など一部の手続を省略できる規定を設けることで、手続の迅速化を図る。対象は、過去の事例から認定判断が安定化している事業及び認定手続に相当する手続が既になされている事業である以下2事業に限定し、いずれも、あらかじめ土地利用審議会で包括的な同意を得た要件を満たすものであることを前提とする。

対象1 宅地分譲を伴わない戸建住宅の建築

→過去の手続で申請数が多く、問題化したケースがない開発事業

対象2 国、県、市等が行う開発事業

→説明会などのプロセスを経たうえで事業化された公的開発事業

3 個人情報保護に対する配慮規定の追加(個人情報保護の明確化)

各種申請書の縦覧や、開発事業者・土地利用審議会への意見書等の提示など、条例に 基づく事務処理の際に、個人情報保護条例等に基づいて保護されるべき利益への配慮を 明記し、必要な個人情報保護を明確化する。

- 4 特定開発事業の素案提出時の標識設置の義務付けによる住民等への周知強化 特定開発事業についても、当該事業内容の住民等への周知を図るため、特定開発事業 の素案提出時における標識の設置を義務付ける。なお現状においても、事業者の協力に より、当該時点で標識を設置していただいているケースもある。
- 5 その他 文言や表現の整理等

第3 施行期日

令和3年度内を予定